

第 3 9 号議案

東京都台東区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正  
する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 2 6 日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提案理由)

この案は、部分休業の承認に関し、規定の整備を図るため提出  
します。

東京都台東区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正  
する条例

東京都台東区職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月台東区条例第7号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「又は勤務時間条例」を「、勤務時間条例」に改め、「による介護時間」の次に「又は勤務時間条例第16条の3第1項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第18条の3第1項の規定による子育て部分休暇」を加え、「又は当該介護時間」を「、当該介護時間又は当該子育て部分休暇」に改める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。